熊本市の中小企業資金繰り支援（利子補給）について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の、更なる資金繰りの円滑化を図るため、県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、熊本市が利子補給を行います。

【制度の概要】

対象者	■ 「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証４号、新型コロナウィルス感染症分」、「危機関連保証、新型コロナウィルス感染症分」の融資を受けた者。 ■ 融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し熊本市内で事業を営んでいる者。 ※ 熊本市外を事業の所在地とし、事業実態が熊本市内にある者についての利子補給の対象要件や補給割合等は現在検討中です。
補給期間	■ 融資実行月から３年以内の最終償還日まで
利率上限	■ ２．３％
補給対象借入額	■ ８，０００万円 ※「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証４号、新型コロナウィルス感染症分」、「危機関連保証、新型コロナウィルス感染症分」の新規資金需要にかかる合計借入額8,000万円を上限とする。） ※借換えの場合、熊本地震分の借入れ残額は、利子補給の対象とはなりません。
補給の申請	■ 各年１２月までの利子分を翌年１月～２月に申請
補給率	■ 全額
備 考	■ 県制度融資の運用開始日から適用 ■ 県及び市制度融資（熊本地震分）からの借り換えが可能

【令和2年度の申請手続きの流れ】

① 融資を受けた事業者様に、熊本市から直接申請書等を発送します。（令和3年1月）

② 申請書等をご記入のうえ、熊本市へご提出ください。（令和3年1月～2月）
※別途、ご利用金融機関より「利子支払実績証明書」を発行していただいてください。

③ 申請された利子補給額をお支払いいたします。（令和3年3月予定）

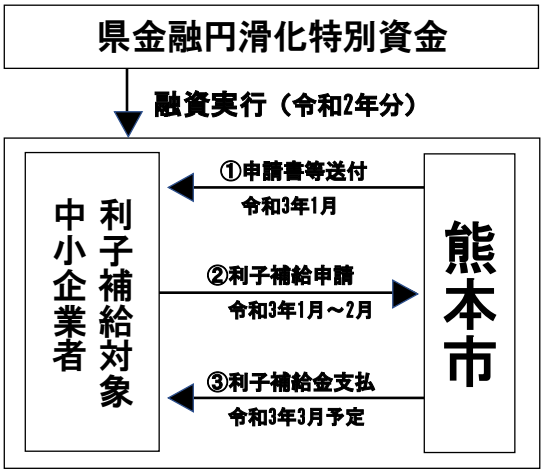

お問い合わせ

○ ビジネス支援センター（くまもと森都心プラザ内）
（平日９時～１７時）
☎096-355-2112

○ 熊本市 商業金融課
（平日９時～１７時）
☎096-328-2424